



Title	発語媒介効果の不可逆性とフィクションの倫理的責任
Author(s)	嘉目, 道人
Citation	待兼山論叢. 哲学篇. 2020, 54, p. 1-18
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/91356
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

発語媒介効果の不可逆性とフィクションの 倫理的責任¹⁾

嘉 目 道 人

キーワード：発語媒介行為／発言の撤回／言葉の暴力／フィクション／
ディスクレーマー

序

本稿は、J. L. オースティンが *How to Do Things with Words* (Austin 1962)において導入した言語行為のもっとも基本的な区別、すなわち発語行為・発語内行為・発語媒介行為の区別を踏まえた上で、従来あまり論じられてこなかった発語媒介行為に着目し、その特性が持つ哲学的・倫理学的な重要性を指摘するものである。発語媒介行為がもたらす発語媒介効果は、当該の発語媒介行為の撤回によって打ち消すことが出来ないといふことで、ある種の不可逆性を持つ。これは、発語内行為にはない特性である。この不可逆性は、とりわけ言語行為論の観点からフィクションを考察する場合に、重要な意義を持つように思われる。なぜなら、美学における伝統的な考え方に対する反対で、フィクションの表現にも虚構的でない表現と同様に倫理的な責任が問われうるし問われなくてはならない、という示唆がそこから得られるからだ。

本稿の議論は以下のように進行する。まず、(1) オースティン自身およびそれ以後の議論を参照しつつ、発語内行為と発語媒介行為とは何かを確認する。次いで、(2) 発語媒介効果にはある種の不可逆性が見られることを指摘し、それが発語内行為と発語媒介行為の差異から生じていることを、実例を交えつつ示す。その上で、(3) サールの議論に言及しつつ、フィクションに

おけるディスクレーマーと発語媒介効果の関係について若干の帰結を導出する。

1. 発語内行為と発語媒介行為

発語行為・発語内行為・発語媒介行為という三つのカテゴリーのうち、オースティン自身がもっとも重要視していたのは発語内行為である。というのも、従来の哲学者たちが「「言明」の役割は何らかの事態を「記述」すること〔中略〕でしかありえず、それは真または偽という仕方でなされなければならない」(Austin 1962, p. 1)²⁾と考えてきたのに対して、事態の記述ではなくそれ自体が一つの行為の遂行であるような発話、すなわち「遂行的発話」が存在すると指摘することが、オースティンの目的だったからだ。そのとき彼の念頭にあったものを抽出したカテゴリーが発語内行為なのである。発語行為と発語媒介行為は彼にとって二次的な関心対象であり、特に発語媒介行為は、対比によって発語内行為の領域を画定するための補集合的なカテゴリーだった。そのためか、このカテゴリーはオースティン以降の哲学者たちによっても、あまり考察されないままになっている³⁾。それほどに発語内行為というカテゴリーは哲学的な重要性を秘めていたとも言えよう。たとえば、J. R. サールによる「約束」の詳細な分析 (cf. Searle 1969, cap. 3) は、哲学的関心の顕著な表れと言えるだろうし、彼らの影響のもとで J. ハーバーマスらが展開したコミュニケーション論 (cf. e.g. Habermas 1981, cap. 3) においても、三つの妥当要求という形で、発語的な行為遂行は中心的な主題となっている⁴⁾。発語内行為の考察が優先された結果、発語媒介行為の考察が進まなかつたという面は否定できないだろう。

また、そもそも発語媒介行為というカテゴリー自体が曖昧で、複数の種類のものを一緒にてしまっているように見えるのも確かである。オースティン自身の説明によると、発語媒介行為とは、発話によって結果的に聞き手の感情や思考、行動に一定の効果を生み出すことである (cf. Austin 1962, p.

101)⁵⁾。これは、発語内行為とは異なる。発語内行為は、何かを言うこと「において (in)」一定の慣習的な力を發揮することである。たとえば命令の場合、上司と部下、裁判官と当事者、あるいは保護者と子供といった、話し手と聞き手との間に権力関係を構成する慣習によって、発話がそのまま命令の効力を有するのである。これに対して発語媒介行為は、何かを言うこと「によって (by)」一定の効果（発語媒介効果）を達成することだとされる (cf. Ibid., p. 109)。だがそうすると、発語行為の結果もたらされる効果も、発語内行為の結果もたらされる効果も、等しく発語媒介効果に含まれることになる。たとえば、急に大声で命令されて聞き手がびっくりした場合、それは発語媒介効果であり、また発語内行為としての命令に従うこと自体も発語媒介効果である。さらに、命令内容の理不尽さに怒りの感情を抱いたとすれば、それもまた発語媒介効果であることになるだろう。

それらの効果を達成することがすべて発語媒介行為と呼ばれるのであれば、実際には行為論的に異なる身分を持つものが、発語媒介行為という名のもとにひとまとめにされてしまっている印象はぬぐえないし、そもそも個々の発語媒介行為を同定することが困難である。われわれは一つの発話によつていくつもの発語媒介行為を遂行しているのだろうか。一体いくつの発語媒介行為を遂行できるのだろうか。それとも、一つの発語媒介行為がいくつもの発語媒介効果を達成するのだろうか。それを客観的に判定することは可能なのだろうか。発語媒介行為を考察しようとすればこの種の疑問に直面するということは、容易に想像できる⁶⁾。

もちろん、オースティン自身もそれを理解していたようで、折に触れて発語媒介行為の説明を試みてはいる。中でも、彼が当初から設けていた区別は、発語内行為に関連付けられるか、それとも関連付けられないか、という区別である。ある人が私に対して「彼女を撃つのだ！」と言うとき、それは促し、助言、命令等々の発語内行為の遂行であるが、次のような二種類の発語媒介行為の遂行でもありうるという (cf. Austin 1962, pp. 101-103. ただしいずれもオースティンの例をもとに、表現を変えている)。

(1)⁷⁾ 彼は彼女を撃つことを私に納得させた。

(2) 彼は私が彼女を撃つように仕向けた。

話し手による促しや命令、助言といった発語内行為は、オースティンが言うところの「慣習的な力」によって、聞き手の主体的な反応を要求する。それゆえ、発語内行為が主体的であるのと同様に、それが聞き手にもたらす効果(1)もまた、聞き手による主体的な行動として現れる。つまり、彼が「納得させた」ということは、私が自ら「同意した」ということなのである。その一方で、同じ出来事を(2)のように記述することもできる。この場合の効果は、話し手と聞き手との間に慣習的な拘束力が存在しなくとも達成されたかもしれないものである。それゆえこれは発語内行為によって直接もたらされた効果ではなく、それをもたらした行為として発語媒介行為というものを想定する必要があるのである。

発語内行為を発語媒介行為から区別することが重要であるのなら、効果についての区別も重要であるように思える。ところが、オースティンは(1)と(2)に違いがあることを認めていながら、結局どちらも発語媒介行為に含めてしまった。発語媒介行為の身分を曖昧にしてしまった一因は明らかにこの点にあり、それによってまた、発語内行為の慣習的な性格を、話し手と聞き手の相互関係に即して捉えることもできなくしている。ハーバーマスはこの点をはっきりと指摘した上で、発語内行為がもたらす効果を「発語内的成果 (illokutionärer Erfolg)」(Habermas 1981, S. 394) ないし「発語内的拘束効果 (illokutionärer Bindungseffekt)」(Habermas 1981, S. 395) と呼び、発語媒介効果から区別している。⁸⁾ 本稿ではこの見解を支持し、(1)の効果を「発語内効果」と呼び、(2)の発語媒介効果と区別することにする。

オースティン自身が言及している発語媒介行為の特徴は、他にもある。たとえば、彼は「いかなる発語媒介行為も、あるいはほんどのいかなる発語媒介行為も、あきらかに、十分に特別な状況においては、事前の考慮の有無にか

かわらず、どんな発話をすることによっても実現される傾向がある」(Austin 1962, p. 110) と述べている。同じ発語媒介効果を実現するために、特定の種類の発話をしなければならないわけではない、ということだろう。

これは発語内行為／発語内効果には当てはまらない特徴であると考えられる。ある発話が特定の発語内行為であることが慣習的に認められる範囲というものは（たとえ境界が曖昧でも）存在するように思われるからだ。もちろん、同じ店に長く通っている常連客は、店主に「いつもの」と言ったり、「あれを」と言ったり、あるいは手を挙げたり、目配せしたりするだけでも、特定の商品を注文することができるかもしれない。しかし、それはまさに店主との間で醸成されてきた慣習に従った発話（あるいは発話として機能する行為）だったからに他ならないのであって、初めていく別の店で同じ振る舞いをしてみせたとしても、恥をかくのがせいぜいだろう。慣習がなければ、発語内行為は成立しないのである。⁹⁾

オースティンが繰り返し述べているように、発語内行為と発語媒介行為の最も大きな差異の一つは、慣習的か否か、という点にあるのだ。この点については、節を改めた上でさらに議論を掘り下げることにしたい。

2. 発語媒介効果の不可逆性と因果関係

発語内効果は慣習的であるがゆえに、それをもたらした発語内行為の事後的な撤回によって無効化することができる。対して、一度達成された発語媒介効果を、それをもたらした発語媒介行為の事後的な撤回によって無効化することはできない。そのいみで、発語媒介効果は不可逆的なものである。これが本稿の中心的な主張である。

一般論として、出来事が不可逆的なものであるというのは、ごく当たりまえの話である。一度起こった出来事を別の出来事で埋め合わせることはできても、出来事そのものを事後的にキャンセルし、起こらなかったことにすることはできない。「覆水盆に返らず」と言われる通りである。では一体なぜ、

発語媒介効果が不可逆的なものであることを強調する必要があるのか。それは、発語内行為／効果の場合は撤回による無効化が実際に可能であり、またありふれた事象でもあるのだが、それによって発語媒介効果への責任がなおざりにされることは多いように思われるからだ。

典型的な例としては、公的な場における失言の撤回を挙げられる。たとえば、麻生太郎は2019年2月3日に自らの後援会の集会において「年寄りは年を取った方が悪いみたいなことを言う変なのがいっぱいいるけど、それは間違っている」と述べた上で、「子供を産まなかった方が問題なんだから」(西日本新聞2019)と発言した。2014年にも同様の発言を行い撤回していたという経緯もあり、再度の発言は国内外から多くの批判を浴びた。翌4日の衆議院予算委員会の席上で麻生はこの発言を撤回したが、明示的には謝罪の言葉を述べず(cf. 衆議院2019a)、5日の同委員会で「不快に思われたという方がいらっしゃるというんであれば、その点に関しておわびを申し上げます」(衆議院2019b)と謝罪した。この件について、金井啓子は次のように指摘している。

〔前略〕言葉だって暴力になりうるし、言葉の暴力による心の傷は消え去らない。〔中略〕政治家のような影響力が強い人の言葉まで撤回が可能で、「なかつたこと」にしてもいいというのはなんだかおかしくないだろうか。先ほど述べたように、その言葉を受けた側の人間の傷はなかつたことにはならないのだ。麻生大臣が前述の発言を撤回したからと言つて、子どもを産まなかつた人、産めなかつた人が受けたであろう傷が「なかつたこと」になるはずがない。(金井2019)

何らかの主張を行い、その内容が不適切であったとして撤回する場合、撤回できるのは発語内行為だけであり、発語媒介効果は無効化できずに残る。もし当該の発話によって誰かを傷つけていたとすれば、撤回によって発話内容の主張は無効化される(つまり、その発話は聞き手が吟味し、承認したり反

論したりする対象ではなくなる）が、被害者が傷ついた事実は消えない。それゆえ、撤回では不十分とされて謝罪を要求されることになるのだが、謝罪によって傷が和らぐことはあっても、消えるわけではないのである。また、慣習上許容されている限り、不適切な内容を何度も発話し、そのたびに撤回したとしても、何も発話しなかった場合と発語的には違いがない（議事録から発言が抹消される場合を考えてみてほしい）。ところが、発語媒介効果の方は消えないばかりか、そのたびに更新され強化されていくことになる。ここに倫理的な問題が生じうることは明らかだろう。

このような発語内行為／効果と発語媒介行為／効果の非対称性は、どこから生じているのだろうか。それについて、少し詳しく見てみよう。

発語内行為は撤回可能である。なぜなら、発語内行為は慣習的な、いわば手続きを踏んだ行為だからだ。手続きの一部に不備があったり、取り下げられたりすれば、手続きが完了していない状態に差し戻されることになるのである。また、発語内効果は発語内行為の撤回によって無効化できる。それは、両者の関係が慣習的な因果関係だからである。発語内行為によって取り返しがつかない結果が生まれることもあるようと思えるかもしれないが、それは慣習的な因果関係によるものではない。慣習的な因果関係がもたらすものは、発語内効果、つまり発語的な拘束力だけである。たとえば上官に「彼女を撃つのだ！」と命令された場合、まさにその発話によって部下の行為は彼女を撃つことへと拘束される。しかし、そのことだけから実際に特定の女性が撃たれるという出来事が帰結するわけではない。部下は彼女を取り逃がしてしまうかも知れないし、人違いで別人を撃ってしまうかも知れない。命令によって実際に人が撃たれるという出来事は、発語媒介効果と見なすべきであり、その取り返しのつかなさは、発語媒介効果の不可逆性そのものである。

だが、発語内行為と発語媒介効果の間に因果関係がないのだとすると、話し手には発語媒介効果への責任はないのだろうか。決してそうではない。発語内行為とは別に発語媒介行為というものを想定しなくてはならない理由

は、まさにそこにあるのだ。では、発語媒介行為と発語媒介効果との間には因果関係があるのか。この点は論者によって見解が分かれるところである。オースティン自身、両者の因果関係に言及することを注意深く避けている。その背景には、以下のような考えがあるようだ。

何かを言うことが他の人物への効果を生み出すとか、ものごとを引き起こす (causes) という際の原因 (cause) のいみは、圧すると言ったような物理的因果で用いられる原因のいみとは根本的に違う [中略]。それは、言語の慣習を通じて作動しなければならない、ある人物によって他の人物に及ぼされうる影響ということがらである。おそらく、これが「原因」のもともとのいみなのだ。 (Austin 1962, p. 113, n. 1)

それゆえ、因果関係が作動しうるのは慣習的である発語内行為と発語内効果の間に限られる。話し手は発話をすることにおいて発語内行為を遂行し、それによって発語媒介行為を遂行することになるのである。Gu (1993, p. 406)によれば、発語媒介行為は以下の手順を踏んで同定される。

- (3) S [話し手] が H [聞き手] に何かを言う。
- (4) H が一定の仕方で影響を受ける。
- (5) H が影響を受けたことが、S が何かを言ったことの後続的な効果として扱われる。
- (6) それゆえに、S は発語媒介行為を遂行したということになる。

Gu (1993) は、もたらされる発語媒介効果が聞き手の行為である場合とそうでない場合とを区別することが実際は困難であることを説得的に論じた上で、聞き手が (理論上は) 言われたことに対して自分がどう反応するかを選ぶことができる以上、発語媒介行為と発語媒介効果の間には因果関係はないと結論付けている (cf. Gu 1993, p. 422)。

だが、生じた発語媒介効果に対応する発語媒介行為が認定されるのは、結果には原因があるはずだ、という発想にもとづいてのことではないのだろうか。オースティンは別の個所では、発語媒介的な目的（perlocutionary object）の達成と、単に発語媒介的な後続事（perlocutionary sequel）を生むことの区別を強調している（cf. Austin 1962, p. 118）。発語媒介的な目的を達成できるのは、発語媒介行為が原因となって発語媒介効果を生み出すからではないのだろうか。Kissine (2008) は、二つの出来事に、一つの行為とそれが引き起こした結果という記述を与えるためには、二つ目の出来事が行為であってはならないということではなく、一つ目の出来事を行為として記述できれば十分なのだ、と Gu (1993) に反論している。たとえば、ガヴリロ・プリンツィプが引き金を引いたことが第一次世界大戦を引き起こしたわけだが、戦争を構成している出来事は行為である（cf. Kissine 2008, p. 1193）。Kissine が念頭においているのは D. デイヴィッドソンの行為論である。その基本的な考え方は、行為を目的論的に説明することは因果的説明と言える、というものだが、目下の文脈との関連を Kissine は詳細に論じていないし、本稿でも立ち入ることができない。ただ次のことは言えるだろう。

(7) 行為の主たる理由は行為の原因である。（Davidson 1980, p. 4）

というデイヴィッドソンのテーゼを、聞き手の反応（行為）としての発語媒介効果に適用すれば、次のテーゼが得られる。

(8) 聞き手の反応の主たる理由は、発語媒介効果の原因である。

このように考えるなら、たとえ Gu (1993) が主張するように発語媒介効果が聞き手の行為であるとしても、その原因として話し手の発語媒介行為を認定できる。また、発語媒介効果は聞き手の行為である場合もあれば、反射的ないし生理的な反応にすぎない場合もある、と考えるとしても問題ない。

行為の場合には（8）を適用し、行為でない場合には通常の因果関係を（十分な証拠がそろえば）認定できるからだ。

以上のことから、聞き手にもたらされた発語媒介効果が倫理的に問題視されるものであり、その責任が問題となる場合に、それを話し手の発語媒介行為に帰することは妥当である。そして、発語内行為を撤回するだけでは、その責任を取ったことにはならない。撤回のほかに何があるのかと言えば謝罪や補償しかないだろうが、それらによって苦痛が和らげられうるとしても、発語媒介効果が無かったことにはならない。¹⁰⁾

3. フィクションの倫理的責任

発語媒介行為が、オースティンの言うように、発話によって聞き手の感情や思考、行動に一定の効果を生み出すことであるのなら、その典型的な例の一つにフィクションを挙げができるのではないだろうか。われわれはしばしば、小説を読んだり映画を観たりすることによって感情を動かされたり、その作品のテーマだった事柄について自分なりに考えたり、その作品に影響を受けて生活を変えたりする。オースティン自身はフィクションについてあまり関心を持っていなかったように思えるが、発語媒介行為／効果という彼の理論的枠組みをフィクション論の領域へと拡張できるとすれば、そしてまた、これまでそのような試みがなされてこなかったのだとすれば、その試みには一定の意義が認められるだろう。

しかしながら、事はそう簡単ではない。実際に発語媒介行為の理論をフィクションに応用するためには、少なくとも以下の二つの問題にあらかじめ回答を与えておく必要があるだろう。

（9）あらゆる種類のフィクションに当てはまると想定しているのか。

たとえば映像によるフィクションなども発話と見なせるのか。

（10）そもそもフィクションはまともな発話なのか。つまり、発語内行

為や発語媒介行為を遂行しているのか。

まず（9）に答えると、ここでは何も「あらゆる芸術作品は言語的である」とまで考える必要はない。もっとも、そのようなラディカルな主張も、たとえばH.-G. ガダマーによって解釈学の見地から実際に提示されてきたのではあるが。ここではさしあたり、内容が言語化されうるようなフィクション作品は制作者による発話として扱いうるものと想定し、こうしたフィクション一般を念頭に置いて議論を進めたい。典型的には小説などの言語芸術だが、物語性が明確な映像作品なども含めることができるだろう（逆に、言語芸術でも詩などは難しいかも知れない）¹¹⁾。

（10）については検討の余地がある。オースティンは発話としてのフィクションの身分について多くを語ってはいないが、「言語の使用」という巷間に流布した表現の曖昧さを指摘している箇所で、次のように述べている。

私たちは〔中略〕「において（in）」を、「〔p〕」と言うことにおいて私は冗談を言っていた」とか「役を演じていた」とか「詩を書いていた」のように、発語内行為での「において」とは違った仕方で使用することができる。さらにまた「詩における言語の使用」とは異なるものとしての「言語の詩的使用」について語ることもできる。これら「言語の使用」への言及は、発語内行為とは全く関係がない。たとえば、私が「流れ星を拾いにゆけ」と言ったとして、この発話の意味と力が両方ともきわめてあきらかだとしても、いま見てきたような違った種類のことがらのうち、どれを行っている可能性があるかについては、まったく未解決ということが、なおありうるのだ。〔本来の用法の〕退色（aethiolations）や寄生的用法など、さまざま「真剣でない」、そして「まったく通常とは言えない」用法もある。指示に関する通常の制約が一時的に無効になったり、標準的な発語媒介行為への試みがなされなかったり、あるいは〔中略〕聞き手に何かをさせようという試みがなかつたりする。

(Austin 1962, p. 104)

この記述から推測するに、彼はフィクションに固有の発語内行為があるとは考えていない。たとえば、「命令する」とか「主張する」といった通常の発語内行為と並んで「詩作する」もしくは「物語る」といった発語内行為もあり、それらが遂行されるなら発話内容はフィクションである、という考え方には取っていないようだ。むしろ、「流れ星を拾いに行け」という詩の一節がそうであるように、発語行為と発語内行為が明確であるにもかかわらず、通常の発話とは区別される種類の言語使用がある、と考えているようだ。また、本稿の問題意識からして興味深いのは、標準的な発語媒介行為がなされなかったり、発語媒介行為そのものがなされなかったりする場合が示唆されている点である。ここで彼が想定している言語現象は芸術に限ったものではない。しかしながら、作者性ないし作為性の消去を追求するタイプの現代アートもまた、標準的な発語媒介行為がなされないと見なせることになるのだろう。本稿では、こうした作品は考察の枠外に置かざるを得ない。以下では、「流れ星を拾いに行け」の場合のように、通常の発話と構造上は類似しているにもかかわらず、フィクションとして扱われる発話に対象を絞って考察を進めたい。

サールは *Expression and Meaning* (Searle 1979)において、フィクションを詳しく扱っている。サールの理論は、オースティンの考え方を敷衍したものである。それは、フィクションであることを示す種類の発語内行為が存在するのではなく、むしろ「フィクションに属する作品の作者は、通常は断言型の、一連の発語内行為を遂行するまねをする (pretend)」(Searle 1979, p. 65) のだ、というものである。

著者は、実際に文を発話する（書く）ことを通して、発語内行為を遂行するまねをすることができる。[中略] フィクションにおける発話行為 (utterance acts) は、真剣な話における発話行為から区別不可能であり、

まさにこの理由により、ひとつなりの話をフィクションに属する作品として同定するようなテキスト的な属性は何一つ存在しない。(Searle 1979, p. 68)

では、ある発話がノンフィクションではなくフィクションであるということは、どのようにして知られるのか。サールによると、われわれがまじめな断言を行う場合には、語（ないし文）を世界に関係づける規則（サールをこれを「垂直規則」と呼ぶ）を満たしていなければならぬが、その連関を破る言語外的で非意味論的な一群の規約（「水平規約」）が存在する。「発語内行為のまねごと上の遂行は、発話にともなう、通常の発語内行為へのコミットメントを保留する水平規約を発動する意図をもって発話行為を遂行することからなるのである」(Searle 1979, p. 68)。ただし、サールは水平規約の具体的な内容を列挙しているわけではない。彼が説明しているのは、フィクションが可能になるメカニズムである。また、フィクションとは発語内行為のふりをすることだとは言うが、それによって発語媒介行為がどうなるのかについては言及していない。

とは言え彼自身、「フィクションに属するほとんどすべての重要な作品は、テキストによって (by) 伝えられはするが、テキスト中に (in) は属していない「メッセージ」ないし「メッセージ群」を伝えている」(Searle 1979, p. 74) と考えている。この場合のメッセージとは、ストーリー全体から得られる教訓などを指しているが、必ずしもすべてのフィクションが明確な教訓を伝えているわけではないだろうし、読み手の感情や思考や行動への刺激も含まれるだろう。たとえば、『アンクル・トムの小屋』は読み手の悲しみや怒りの感情を刺激し、「奴隸制は不当なものだ」「人種差別は不当なものだ」といった思考（あるいは「奴隸に同情するなど馬鹿げている」「これは北部の価値観を押し出したプロパガンダに過ぎない」といった思考）を誘発し、奴隸解放や人種差別反対のデモ（あるいはそれに対する反動的デモ）に参加するきっかけを提供するかも知れない。メッセージが伝わることは発語

媒介効果である、と考えることは、サールの理論からの自然な帰結でもあるように思われる。¹²⁾

ところで、発語内行為の「ふりをする」ことは、オースティンの言語行為論の枠内では扱えない例外的な言語現象なのだろうか。必ずしもそうではない。先に、発語内行為は慣習的であるがゆえに事後的に撤回できる、と論じたが、同じことが事前に（正確には、発話と同時に）もできる、と考えてはならない理由はないように思われる。つまり、サールの言う「発語内行為のふり」や「発語内行為へのコミットメントの保留」は、いわば事前に無効化しておいた発語内行為の遂行なのだ。たとえば、フィクション作品の冒頭に付されたディスクレーマーは、それを明示的に行っている例である。もちろん、ほとんどの場合、われわれはディスクレーマーがなくともそれがフィクションであることを理解してフィクションを鑑賞するだろう。ディスクレーマーは、その作品がフィクションであるという事実にわれわれが気付かない可能性があるから必要なのではない。むしろその主な役割は法律上の免責である。だが、上の議論が正しければ、「この作品はフィクションです」と断るだけでは、法的にはともかく倫理的にはほとんど意味がない。なぜなら、フィクションの眼目は発語媒介効果をもたらすことにあり、事前であれ事後であれ、発語内行為の撤回は発語媒介効果の不可逆性を覆すものではありえないからだ。むしろ、「この作品は……な内容を含んでおり、不快感を与える可能性があります」といった、作品がもたらしうる発語媒介効果についての事前の情報提供が、倫理的には重要であろう。こうした問題をさらに考えてゆく上では、事例の収集と比較検討、評価といった作業が求められるが、本稿でそれを行うことはもはやできない。また、表現の自由や検閲といった、関連する重要なトピックについての考察も、別の機会に譲るしかない。

カント以降の美学には、美的価値と道徳的価値はそれぞれ独立した領域であり、交わることがないという考え方や、芸術はわれわれの既存の道徳に違反するからこそ価値があるという考えがそれぞれ影響力を持ってきた（cf.

Gaut 2007, pp. 4-5)。本稿の結論は美的価値の問題には関わらず、おそらく美学や文芸理論が自明視した上で関心の埒外に置いているようなことしか述べていないが、捉え方によってはこれらの考え方に対するものかもしれない。すなわち、少なくとも発話に準じるものと見なせるフィクションについては、美的価値とは全く独立に倫理的価値が判断されうるのであり、かりに倫理的に問題があれば、作者の責任が問われうるし問われなければならぬ、というのが本稿の結論である。

[注]

- 1) 本稿は、JSPS科研費JP19K12923の助成を受けたものである。
- 2) 参照した文献のうち、参考文献一覧に邦訳を併記したものについては、訳文を参考にしているが、引用者の判断で適宜表現を変更している。
- 3) 1990年代前半までの約30年間の研究動向は、Gu (1993) に詳しい。それ以降については文献も少なく、目立った展開は見られないものと考えられる。
- 4) 哲学的な関心の高さという点に関しては、発語行為の領域にも同じことが言える。たとえば英語圏の言語分析哲学においては、1960年代以降も意味論が盛んであった。D. カプランの直接指示論が大きな影響力を持ち、議論領域を形成していた事例などは、その典型であろう。オースティンの分類に即して言えば、指示の話は発語行為の中の「意味行為」に関する話になる。サールの場合は少し異なって「命題行為」になるが、どちらも発語内行為とは区別されるものである。ただし、意味論においては「行為」の側面は捨象される。
- 5) 正確には、オースティンは「聞き手や話し手、もしくは他の人々」(Austin 1962, p. 101) としているが、それでは対象があまりにも広すぎるようと思われる。そこで本稿では、聞き手とは発語媒介効果が及ぶ対象のことであり、話し手や、話しかけられた人以外の人々もそこに含まれうる、と想定して議論を進めることにする。
- 6) オースティン自身は次のように述べている。「『彼は何をした?』という問い合わせに対する私たちの答えは、「彼はロバを撃ったのだ」でも「彼は銃を撃ったのだ」でも「彼は引き金を引いたのだ」でも「彼は引き金にかけた指を動かしたのだ」でもありますし、そのどれもが正しいことにもなりうる。[中略] このような場合に、行為 B (発語内行為) と行為 C (発語媒介行為) の両方に言及するとしたら、私たちは「Bすることにおいて彼は C した」ではなく「Bすることによって彼は C した」と言うだろう。これが、行為 C を発語内行為と異なるものとして、発語媒介行為と

呼ぶ理由である (Austin 1962, pp. 107-108)」。このことからも分かるように、彼は、発語媒介行為の同定や範囲の画定が困難であることそのものは問題視していなかった。彼にとって重要なことは、発語内行為が発語媒介行為とは区別される、ということだったのである。

- 7) 以下、箇条書きには各項目の内容にかかわらず通し番号を用いる。
- 8) (1) と (2) の差異は、ハーバーマスにおいてはコミュニケーション的行為と戦略的行為の差異として説明されることになる (vgl. Habermas 1981, S. 385ff.)。
- 9) オースティンは、発語内行為と発語媒介行為の違いを次のようにも表現している。「前者は、それが少なくとも遂行的な表現 (formula) によって明示的にされるといういみにおいて、慣習的だと言えるだろう。しかし、後者はそういうふうにはできない。たとえば、私たちは〔中略〕「私はあなたに……ことを警告する」とは言えるが、〔中略〕「私はあなたに……ことを警戒させる」とは言えない (Austion 1962, pp. 103-104)」。単に「警戒させる」と発話するだけで、自動的に相手が警戒するわけではない。これに対して、「警告する」の場合は発話しただけで警告したことになる。他にも、「約束する」と発話しただけで約束したことになるなど、発語内行為を明示化する遂行動詞は多数存在する。このことからも、慣習の力の大きさを窺い知ることができる。
- 10) 紙幅の都合もあり挙げていないが、もちろん励ましなどポジティブな発語媒介効果の例を考えることもできるだろう。
- 11) むろん、限界事例が存在することは否定しない。典型的なフィクションから遠ざかる (おそらく実験的な) 作品であればあるほど、フィクションについての一般論が妥当する程度も下がっていくだろう。
- 12) K. ウォルトンは、フィクションを言語行為として分析するサールの考え方を批判している (cf. Walton 1990, pp. 81-89)。しかし、それは彼が「フィクション」をサールよりも広く捉え、包括的な理論を展開しようとしているからだと思われる。ウォルトンは、たとえば顔に見える雲や熊に見える切り株などまで含むような「表象体 (representations)」(Walton 1990, p. 2) としてフィクションを理解しており、個々のフィクションの眼目を作者 (話し手) の行為に還元するのではなく、むしろ「ごっこ遊び (make-believe)」に擬することで、鑑賞者たちが参加するという側面を重要視している。本稿は (おそらくサールも) そこまで広いフィクション概念を想定しておらず、ウォルトンの批判は直接は当たらないと考えるが、鑑賞者 (聞き手) の関与をどう考えるべきかという問題が今後の課題として残ることは認めざるを得ない。

[参考文献]

- Austin, J. L. (1975), *How to Do Things with Words*, second edition (first in 1962), Cambridge, Massachusetts: Harvard University Press. (J・L・オースティン著、飯野勝己訳、『言語と行為 いかにして言葉でものごとを行なうか』、講談社、2019年。)
- Davidson, Donald (1980), *Essays on Actions and Events*, New York: Clarendon Press. (D. デイヴィッドソン著、服部裕幸／柴田正良訳、『行為と出来事』、勁草書房、1990年。)
- Gaut, Berys (2007), *Art, Emotion and Ethics*, New York: Oxford University Press.
- Gu, Yueguo (1993), “The impasse of perlocution”, in: *Journal of Pragmatics*, vol. 20, pp. 405-432.
- Habermas, Jürgen (1981), *Theorie des kommunikativen Handelns*, Bd. 1, Frankfurt am Main: Suhrkamp. (ユルゲン・ハーバーマス著、藤沢賢一郎／岩倉正博／徳永恂／平野嘉彦／山口節郎訳、『コミュニケーション的行為の理論[中]』、第10刷、未来社、2006年。)
- Kissine, Mikhail (2008), “Locutionary, Illocutionary, Perlocutionary”, in: *Language and Linguistics Compass*, vol. 2(6), pp. 1189-1202.
- Searle, John R. (1969), *Speech Acts*, reprinted, New York: Cambridge University Press, 2009. (J・R・サール著、坂本百大・土屋俊訳、『言語行為』、勁草書房、1986年)
- Searle, John R. (1979), *Expression and Meaning*, reprinted, New York: Cambridge University Press, 1999. (ジョン・R・サール著、山田友幸監訳、『表現と意味』、第2刷、誠信書房、2009年。)
- 金井啓子 (2019), 「大臣の失言は「撤回禁止」に」、『大阪日日新聞』、2019年2月21日、電子版 (<https://www.nnn.co.jp/dainichi/rensai/gendai/190221/20190221049.html> 最終閲覧日：2020年9月4日)
- 衆議院 (2019a), 「第198回国会 予算委員会 第2号 (平成31年2月4日(月曜日))」 (http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_kaigiroku.nsf/html/kaigiroku/001819820190204002.htm 最終閲覧日：2020年9月4日)
- 衆議院 (2019b), 「第198回国会 予算委員会 第3号 (平成31年2月5日(火曜日))」 (http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_kaigiroku.nsf/html/kaigiroku/001819820190205003.htm 最終閲覧日：2020年9月4日)
- 西日本新聞 (2019), 「【音声あり】麻生副総理「子どもを産まなかった方が問題」発言の詳報」、『西日本新聞』、2019年2月7日朝刊、電子版 (<https://www.nishinippon.co.jp/item/n/485019/> 最終閲覧日：2020年9月4日)

(文学研究科准教授)

SUMMARY

The Irreversibility of Perlocutionary Effects and the Ethical Responsibility of Fiction

Michihito YOSHIME

Based on the most basic differentiation of speech acts introduced by J. L. Austin in *How to Do Things with Words*, i.e., the distinction among locutionary acts, illocutionary acts, and perlocutionary acts, this paper focuses on perlocutionary acts, which have been little discussed in the past, and the philosophical and ethical importance of their characteristics. The perlocutionary effect produced by speech has a certain irreversibility, in the sense that it cannot be undone by withdrawal of the perlocutionary act. This irreversibility seems to be especially important when considering fiction from the perspective of speech act theory because it implies that, contrary to traditional ideas in aesthetics, fictional representations can and must be held to the same ethical standards as non-fictional ones.

The discussion in this paper proceeds as follows. First, I investigate major differences between illocution and perlocution, referring to Austin's works and subsequent discussions. Then, I point out that perlocutionary effects are irreversible and show that this is an important property of perlocution. Finally, referring to J. R. Searle's argument, I argue that disclaimers attached to fiction, whether explicitly or implicitly, function as a pre-cancellation, so to speak, of the illocutionary act rather than a withdrawal of the illocutionary act. This does not mean, however, that the fictional representations do not cause perlocutionary effects. On the contrary, to cause perlocutionary effects is precisely what they are about. Those disclaimers, therefore, cannot exempt fictional representations from their responsibility for causing irreversible perlocutionary effects.